

## 技術部個別研修費の流れについて

現在、技術部個別研修費は研修部会長が全技術部職員に申込を募り、その申込内容から採択するか否かを判断し、申込技術部職員にその結果を報告し、旅費請求の業務を行ってきた（図 1 参照）。しかし、学会発表に関しては教員の業務依頼に関わるものかどうかの判断が難しく技術研修に関するもののみを採択してきた。近年、各技術室の活性化に伴い、学会発表への研修費の拠出が望まれてきている。そこで、個別研修費の申込を各技術長が行うこととし、各技術長の判断の基に研修部会長に申込を行う方法に改正する（図 2 参照）。限られた個別研修費であるため全部が採択とならないことが予想されるが、今回の方法では各技術長の判断で専門分野技術室経費からの拠出も可能となる。

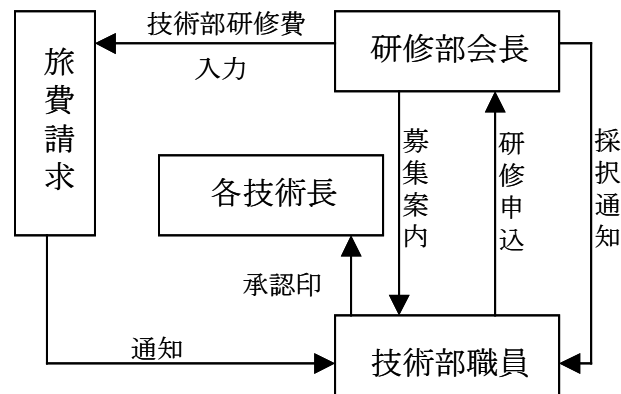


図 1 改正前の個別研修の流れ

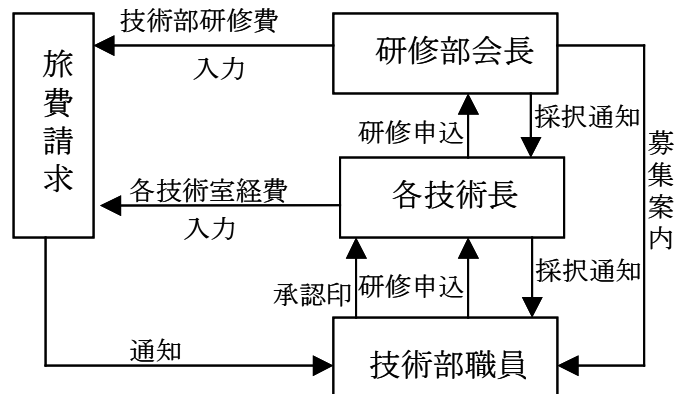


図 2 改正後の個別研修の流れ

平成 20 年 9 月 11 日

## 技術部職員の研修旅費等の拠出に関する申し合わせ事項

技術部職員が研修会等に参加する際の旅費および参加費等は本人からの申請があり、次の号に掲げる要件に該当すれば、技術部研修費ならびに専門分野技術室経費から拠出することが出来るものとする。

(ここで研修とは山形大学工学部技術部研修実施要項第 3 条に相当する内容を含むものをいう。)

(旅費等拠出要件)

- 1) 専門技術に関して当該の技術長が必要を認めたもの
- 2) 新技術、複合技術等の修得に関して当該の技術長が必要を認めたもの
- 3) 既得技術の研鑽に関して当該の技術長が必要を認めたもの
- 4) 技術開発能力および資質の向上に関して当該の技術長が必要を認めたもの
- 5) その他職務遂行上特に必要と当該の技術長が認めたもの
- 6) 一般教養に関して統括技術長が必要を認めたもの
- 7) 安全衛生・エネルギー管理に関して統括技術長が必要を認めたもの
- 8) 科学技術一般に関して統括技術長が必要を認めたもの
- 9) 自己啓発に関して統括技術長が必要を認めたもの
- 10) 国内外の学会で技術部職員本人が講演し当該技術長が必要を認めたもの
- 11) その他技術的な研修に関して技術部長等が必要を認めたもの

(旅費等の拠出額制約等について)

- 1) 旅費や参加費等の支給額は 1 年間 1 人当たり合計 10 万円を限度とする。ただし、技術部長が必要を認めた場合はこの限りではない。
- 2) 教員の業務依頼に関わる学会等講演のための参加費および旅費等は教員自身が研究旅費等からの拠出に努めるものとする。

附則

この申し合せ事項は平成 20 年 10 月 1 日から施行する

「参考資料」

研修実施要項

第 3 条 研修は、次の号に掲げる事項について行う。

(1) 専門研修

- 専門技術に関するもの
- 新技術、複合技術等の修得に関するもの
- 既得技術の研鑽に関するもの
- 技術開発能力および資質の向上に関するもの
- その他職務遂行上特に必要なもの

(2) 一般研修

- 一般教養に関するもの
- 健康管理および安全に関するもの
- 科学技術一般に関するもの
- 自己啓発に関するもの